

○退職予定の隊員に対する服務指導について（通達）

昭和47年10月6日

海幕人第5195号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

退職予定の隊員に対する服務指導について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、就職援護の対象となる退職予定隊員の服務指導等について（通知）（昭和44年海幕人第1003号）は廃止する。

記

1 担当業務についての配慮

部隊の長及び機関の長（以下「部隊等の長」という）。は、停年退職又は勸しよう退職をおおむね3か月以内に控え、かつ、退職後部外に就職を希望する者（以下「退職予定者」という）。に対し、本人が保有する年次休暇の範囲内で行なう就職の準備に支障のないように配慮して業務を担当させるものとする。

2 注意事項の交付

部隊等の長は、退職予定者に対し、別紙「就職の準備を行なう場合の注意事項」を交付し、服務指導を適切に実施するものとする。

3 就職準備状況のは握

部隊等の長は、退職予定者から週間を単位として、就職の準備に関する計画を毎週はじめ文書で報告させ、必要な指導、監督を行なうものとする。

別紙

就職の準備を行なう場合の注意事項

退職予定者は、就職準備中といえども、隊員としての身分を保有していることに変わりがなく、自衛隊法第5章第4節、自衛隊法施行規則第3章及び隊員の分限、服務等に関する訓令等の規定を遵守する義務を有することを銘記し、次に掲げる事項は特に留意することが必要である。

1 就職の準備は、就職予定事業所等の見学、当該事業所等における座学講習の受講、就職に関する条件、勤務時間等の打合せの範囲に限って行なうこと。

2 前項の就職の準備は、業務に支障がない範囲で、自己の保有する年次休暇の範囲内で行なうこと。

3 就職準備期間中は報酬を受けないこと。

実費弁償としての旅費等を受領することはやむを得ないが、この場合においても報酬を受けていると誤解を招くことのないように注意すること。

4 次の各号に例示するような行為は、すでに雇用関係が成立しているものとみなされる場合が多いので、これを慎むこと。

(1) 辞令を受けること。

(2) 何らかの地位につくこと。

(3) 何らかの地位についたような印象を与えるあいさつや発言をすること。

(4) 社名、職名、地位等を記載した名刺を使用すること。

(5) 事業所等のパンフレット等に氏名を登載し、配布すること。

(6) 労使の交渉の場に参加し、あるいは、その一員として交渉に当ること。

- (7) 事業所等を代表し、又は事業所等の責任ある地位についている者の代理として、若しくは、事業所等の構成員と同行して公の会合等に出席すること。
- (8) 事業所等の内に専用する部屋又は机等を保有すること。
- (9) 営業活動に関与すること及び関与しているように見受けられる行動をすること。